

「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業」に係る企画競争募集要領

令和6年1月26日  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

原子力規制庁では、「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

本事業は、地下構造探査、地殻変動観測等の最新知見に基づく調査から、地下での状態変化を直接捉えうる手法による観測を行い、地下のマグマの増加と地表で発現する変化との関係を検討することに加え、マグマ溜まりの蓄積及び時空間変化を捉えるための調査研究を行い、火山活動及び火山モニタリング指標を作成することを目的とします。

2. 事業内容

(1) 活動的カルデラ火山の地下構造調査

始良カルデラ下で見出された低速度領域の反射面を定常的に捉える長期連続反射法探査について、原子力規制庁が「原子力施設等防災対策等委託費（火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究）事業」により実施した試験用水槽における試験発振等の基礎実験に係る成果を踏まえ、シミュレーションや人工地震探査の発振源の設計・建造等を行い、火山モニタリングに資する観測手法の構築を行います。

なお、始良カルデラ以外に当該調査に有効なカルデラ火山がある場合、その火山を対象とする提案も可とします。

(2) 活動的カルデラ火山の火山性地殻変動とマグマ活動に関する調査

原子力規制庁が「原子力施設等防災対策等委託費（火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究）事業」により令和4年度に始良カルデラに設置した海底地盤変動観測装置の維持・管理、観測システムの運用を行い、データを取得するとともに、取得したデータについて年単位での季節変動の評価を行い、その影響を除去したうえで、火山モニタリングに資する定量的な観測データを取得します。さらに、得られたデータを周辺観測点の結果と比較検討することで観測の妥当性を検証します。

(3) マグマ活動の時空間変化に関する調査・研究

大規模噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化の不確実性の低減として、複数の

異なる手法を用いてマグマの蓄積深度、蓄積時間等を検討するとともに、物質科学的手法を用いた火山モニタリングに資する調査研究を行います。具体的には、高温・高圧実験装置による斑晶生成条件の再現性を検討し、これまでに得られている熱力学データの精度の向上を図ります。また、噴火頻度の高い火山を対象に、物質科学的手法を用いた火山モニタリングに資するマグマ組成のデータを取得します。そして、マグマ溜まりの時空間変化の実態を把握します。

#### (4) 委員会等

上記(1)から(3)までについては、外部有識者(4名程度)を選定して研究計画や期待される成果について専門的な意見・助言及びレビューを受けることを目的とした委員会を設置し、研究手法、進捗状況、結果の評価・とりまとめ等を行う会議を、年2回程度を目安として適宜開催し、それぞれの検討を進めることとします。また、必要に応じて、原子力規制庁と協議の上、委員外の専門家や学識経験者等を招聘することとします。

### 3. 事業実施期間

契約締結日～令和7年3月31日

事業期間は令和6年度～令和10年度の5年間以内を予定していますが、予算の状況等を踏まえ、変更があり得ます。なお、契約は年度毎に行う予定です。

### 4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。また、本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと

### 5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件

- (3) 予算規模：154,593,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、原子力規制庁と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を原子力規制庁に納入。  
※電子媒体を納入する際、原子力規制庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。  
※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和6年1月26日（金）

締切日：令和6年2月26日（月）12時必着

### (2) 説明会の開催

開催日時：令和6年2月2日（金）13時15分～14時15分

説明会への参加を希望する方は、11.（問い合わせ）へ1月31日（水）12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業に関する説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mailアドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

### (3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業申請書」と記載してください。
  - ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
  - ・企画提案書（様式2）＜1部＞
  - ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、2.(1)～(3)のすべてを含むこととし、5ヵ年の研究計画とします。また、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門  
「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業」担当あて

※持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間の締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. (応募資格) を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. (本事業の目的) に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、原子力規制庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、原子力規制庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約は令和6年度のみ単年度契約となりますが、令和6年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された企画書等を踏まえて令和7年度以降の契約を締結することがあります。ただし、令和7年度以降の契約は、所要の予算措置が講じられた場合に行うものであり、令和7年度以降の「予算見込額」に比較して大幅な予算額の変更及び予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	

旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。））の購入に要する経費
外注費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員 人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他 諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
Ⅲ. 再委託費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人化した研究所、公設試験研究機関等からの技術指導費等）の一部を委託するのに必要な経費</p> <p>※ただし、軽微な再委託（①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に</p>

	要した経費として抽出・特定が困難な経費。(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)
--	--

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 資料閲覧

本事業に関する以下の既存(過去)資料については、必要に応じてご参照ください。

- 平成31年度原子力施設等防災対策等委託費(火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究)事業 成果報告書

URL : <https://www.nra.go.jp/data/000319289.pdf>

: <https://www.nra.go.jp/data/000319290.pdf>

- 令和2年度原子力施設等防災対策等委託費(火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究)事業 成果報告書

URL : <https://www.nra.go.jp/data/000360190.pdf>

: <https://www.nra.go.jp/data/000360191.pdf>

- 令和3年度原子力施設等防災対策等委託費(火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究)事業 成果報告書

URL : <https://www.nra.go.jp/data/000404680.pdf>

- 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費(火山性地殻変動と地下構造及びマグマ活動に関する研究)事業 成果報告書

URL : <https://www.nra.go.jp/data/000447896.pdf>

: <https://www.nra.go.jp/data/000447897.pdf>

11. 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

担当: 西来、大野

E-mail : [nishiki\\_kuniaki\\_x4z@nra.go.jp](mailto:nishiki_kuniaki_x4z@nra.go.jp), [ono\\_takato\\_4jm@nra.go.jp](mailto:ono_takato_4jm@nra.go.jp)

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話及びFAXでのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究）事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上



(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

原子力規制庁 あて

令和6年度原子力施設等防災対策等委託費  
(火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究) 事業  
申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和6年度原子力施設等防災対策等委託費  
(火山活動及び火山モニタリング評価に係る調査・研究) 事業  
企画提案書

1. 事業の実施方法
*募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 *本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール (1. の実施が月別に分かること)
3. 事業実績
類似事業の実績 *事業名、事業概要、実施年度、発注者等 (自主事業の場合はその旨)
4. 実施体制
*実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 *外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額 (円) ※記載している費目は例示。募集要領9. (1) 経費の区分に応じて必要経費を記載すること。
I 人件費
II 事業費
①旅費
②会場費
③謝金
④補助職員人件費
III 再委託費
IV 一般管理費
小計
IV 消費税及び地方消費税

総額	円（※総額は委託予定額の上限内に収めてください。）
6. 組織の取り組み	
<p>ワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況</p> <p>注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。</p> <p>注2 認定段階については各認定等の名称と認定段階（えるぼし：1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。</p> <p>注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。</p>	